

足立区地域猫活動支援モデル事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民と区が協働して、地域の賛同のもと飼い主のいない猫を適正に管理する活動（以下「地域猫活動」という。）に必要な事項を定めることにより、地域の生活環境向上を図り、人と猫とが共生する地域づくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 飼い主のいない猫 人間に直接的に飼養されておらず、特定の個人が住む家屋を主な居場所としていない、所有者のいない猫をいう。

(2) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、地域が管理する猫として地域住民によって繁殖やふん尿、餌やり等について適切に管理され、地域との共存が図られている猫をいう。

(3) 地域猫活動 地域猫に対して、地域のルールに基づき、不妊去勢手術、餌や糞尿の管理、周辺美化等、適切な飼育管理を行う活動をいう。

(4) 活動地域 地域猫活動の実施について、地域住民の認知と合意が得られ、区に認められた地域をいう。

(5) 活動対象猫 活動地域内の飼い主のいない猫をいう。

(6) 協力獣医師 区内で開業し、この要綱の事業に協力する獣医師又は動物病院管理者をいう。

(7) 受領委任払い 第16条第2項の規定により助成承認を受けた申請者が、手術に係る費用のうち自己負担分を手術した獣医師に支払い、協力獣医師が申請者の委任を受けて、区からの助成金の交付を受ける方法をいう。

(地域猫活動ボランティアグループ)

第3条 区長は、地域猫活動を推進するため、次条の登録要件を満たすグループを足立区地域猫活動ボランティアグループ（以下「ボランティアグループ」という。）として登録する。

2 ボランティアグループの登録期間は、登録日から1年以内の、区長が認める日までの期間とする。

(登録要件)

第4条 ボランティアグループは、次の各号のすべてに該当する場合に登録できるものとする。

(1) 別に定める「足立区猫の適正飼育ガイドライン」に従って、飼い主のいない猫及び地域猫の見守りをしながら、猫に起因する、足立区の区域内における地域トラブルを減少させるための活動を行っており、又は行おうとしているグループであること。

(2) グループを構成する者のうち、足立区に住所を有するものがあること。

(3) 2名以上の成人で活動を行うこと。

(4) 営利を目的としないこと。

(5) 登録期間中、継続して地域猫活動ができること。

(登録申請)

第5条 登録を希望するグループの代表者は、区より説明を受けた後、次の各号に掲げるものを区長に提出することにより登録申請をするものとする。

- (1) 足立区地域猫活動ボランティアグループ登録申請書(第1号様式)
- (2) 地域猫活動対象猫一覧表(第2号様式。以下「活動対象猫一覧表」という。)
- (3) 地域猫活動対象猫個別票(第3号様式。以下「活動対象猫個別票」という。)
- (4) 活動地域図(様式自由)

(登録認定)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受理した場合、当該活動地域の調査を行う等、速やかに審査を行い、第4条各号に掲げる要件を満たす場合はボランティアグループとして登録認定する。

2 区長は、登録認定したときは、足立区地域猫活動ボランティアグループ登録認定通知書(第4号様式)によって、当該申請を行ったボランティアグループの代表者に通知する。

3 区長は、登録認定したときは、当該ボランティアグループの構成員に対して足立区地域猫活動ボランティア証(第5号様式。以下「ボランティア証」という。)を交付する。

(活動の内容)

第7条 登録認定を受けたボランティアグループは、地域のルールに従い、次の各号に掲げる活動を速やかに行わなければならない。

- (1) 活動対象猫に対して不妊去勢手術を行うこと。
- (2) 活動地域内に猫の餌場を設置し給餌すること。
- (3) 活動地域内に猫のトイレを設置すること。
- (4) 餌場及びトイレの周囲を定期的に清掃すること。

(登録の更新)

第8条 ボランティアグループの代表者は、登録の有効期間満了の1月前から有効期間満了の日までの間に、次の各号に掲げるものを区長に提出することにより、登録期間を1年以内の期間で更新することができる。

- (1) 足立区地域猫活動ボランティアグループ登録更新申請書(第6号様式。以下「登録更新申請書」という。)
- (2) 活動対象猫一覧表
- (3) 活動対象猫個別票

2 区長は、前項の申請について審査した結果、更新を認定したときは、足立区地域猫活動ボランティアグループ登録更新認定通知書(第7号様式)により、当該申請を行ったボランティアグループの代表者に通知する。

(登録内容の変更)

第9条 ボランティアグループの代表者は、当該グループの構成員又は活動地域の変更等、登録内容に変更が生じた場合は、足立区地域猫活動ボランティアグループ登録変更届(第8号様式。以下「登録変更届」という。)により、速やかに区長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録内容の変更を前条に規定する登録更新の際、同時に行う

場合は、変更後の登録内容を登録更新申請書に記載することにより、登録変更届に変えることができる。

3 ボランティアグループの代表者は、前2項に規定する登録内容の変更に際し、区から求められた場合には登録内容に係る資料を添付しなければならない。

(活動の計画及び報告)

第10条 ボランティアグループは、登録認定時及び毎年4月に地域猫不妊去勢手術年間実施計画書(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

2 ボランティアグループは毎年3月に地域猫活動年間報告書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第11条 ボランティアグループは、やむを得ない事情で活動の継続が不可能となった場合、区長に登録辞退届(第11号様式)を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第12条 次の各号に該当する場合は、区長は、ボランティアグループの登録を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による届出を受理した場合

(2) ボランティアグループが、第4条各号に定める登録要件に該当しないこととなった場合

(3) ボランティアグループが、本要綱の定めに違反した場合

(4) ボランティアグループが、虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行った場合

(5) ボランティアグループが、区の指導又は指示に従わない場合

(6) その他、当該ボランティアグループの活動が、人と猫とが共生する地域づくりを進める上で支障があると認められる場合

2 区長は、ボランティアグループの登録を取り消した場合は、当該ボランティアグループの代表者に対し、足立区地域猫活動ボランティアグループ登録取消通知書(第12号様式)により登録の取り消しを通知する。

(不妊去勢手術費の一部助成)

第13条 区長は、ボランティアグループの代表者が活動対象猫に不妊去勢手術(以下「手術」という。)を受けさせた場合、予算の範囲でその費用の一部を助成する。

(助成対象の手術)

第14条 助成の対象となる手術は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 助成の申請者がボランティアグループの代表者であること。

(2) 手術対象の猫が、あらかじめ活動対象猫一覧によって区に届け出ている猫であること。

(3) ボランティアグループの構成員が、自ら協力獣医師に猫を持参して実施する手術であること。

(4) 手術が協力獣医師により行われるものであること。

(5) 手術対象の猫が、他の要綱で定めた助成を申請していないこと。

(助成金額)

第15条 助成金額は、次に掲げる金額を上限とした手術費の実費とする。

(1) 不妊手術（メス） 1匹につき10,000円

(2) 去勢手術（オス） 1匹につき5,000円

(不妊去勢手術費助成の申請)

第16条 手術費用の助成を希望するボランティアグループの代表者は、地域猫不妊去勢手術費助成申請書（第13号様式）により区長に申請しなければならない。

(不妊去勢手術費助成の承認)

第17条 区長は、前条の規定による申請を受理したときは、活動対象猫の手術の実施状況を審査し、助成することが適当と認めるときには、地域猫不妊去勢手術費助成承認通知書（第14号様式。以下「助成承認通知書」という。）を当該申請を行ったボランティアグループの代表者に交付するものとする。

2 助成承認通知書の期限は、申請日から申請年度の3月末日までとする。

(手術の実施)

第18条 前条第1項の規定により助成承認を得たボランティアグループの代表者は、協力獣医師に当該助成承認通知書及びボランティア証を提示し、承認された地域猫であることについて確認を受けた後、地域猫不妊去勢手術依頼書（第15号様式）により手術を依頼するものとする。

2 協力獣医師は、前項の規定による依頼により手術を実施するものとする。ただし、診断の結果、手術が不相当と判断したときは、ボランティアグループに対しその理由を説明し、手術を実施しないことができる。

3 ボランティアグループの代表者は、前項ただし書の規定により獣医師が手術を行うのが不相当と判断したとき又は対象とする地域猫の死亡等の理由で有効期間内に手術を実施できなかったときは、速やかに区長に助成承認通知書を返却するものとする。

(手術済の目印)

第19条 協力獣医師は、手術が完了した猫の耳に、手術済であることが外形的に判別できる目印をつけることとする。

2 前項の処置は、左右いずれかの耳の先端をV型に切除することによるものとする。

3 協力獣医師は、前項の方法が猫の事情により好ましくないと判断した場合、ボランティアグループと協議のうえ、目印の方法を変更することができる。

4 ボランティアグループは、前項により目印を変更した場合、その変更内容を活動対象猫個別票に記載しなければならない。

(手術完了後の手続)

第20条 協力獣医師は、手術が完了したことについてボランティアグループに確認を受け、地域猫不妊去勢手術完了届（第16号様式）に署名又は押印をするものとする。

2 協力獣医師は、ボランティアグループが管理する活動対象猫個別票の手術済み欄に手術完了日を記載し署名又は押印をするものとする。

3 第17条第1項の規定により助成の承認を受けたボランティアグループの代表者は、助成金の交付を受けるに際し、受領委任払いの方法により行うものとし、前項の不妊去勢手術完了届委任欄に代表者が署名、押印するものとする。

(費用の負担)

第21条 ボランティアグループは、協力獣医師が定めた手術費用から第15条の規定による助成金額を差し引いた金額を負担するものとする。

(助成金の請求)

第22条 助成金の請求は、第20条第3項の規定により受領委任払いを受けた協力獣医師が行うものとする。

2 協力獣医師が助成金の交付を受ける場合には、手術実施の翌月10日までに地域猫不妊去勢手術助成金請求書兼口座振替依頼書(第17号様式)に必要事項を記入の上、地域猫不妊去勢手術完了届を添付し、区長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第23条 区長は、前条第2項の規定により、協力獣医師から助成金の交付請求があったときは、内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

(検査)

第24条 協力獣医師及びボランティアグループは、区長が本事業に係る手術及び経理の状況等について検査し、又は手術等について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(決定の取消し)

第25条 区長は、ボランティアグループの代表者が不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又はこの助成金を目的以外のために使用したときは、助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

(助成金の返還)

第26条 区長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

2 前項の規定により助成金を返還させる場合は、足立区補助金等交付事務規則(昭和50年足立区規則第6号)第19条及び第20条に定めるところにより、助成対象者に違約金を納付させるものとする。

(手術等に伴う責任)

第27条 手術の実施に伴い生じた問題等については、手術を実施した獣医師及び当該ボランティアグループで処理するものとする。

(協定の締結)

第28条 区長は、事業を円滑に行うため、獣医師会及びその他の協力獣医師と協定を締結するものとする。

付 則 (22足保生発第1304号 平成23年3月25日 区長決定)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（4足足保生発第2802号 令和5年2月28日 区長決定）
この要綱は、令和5年3月1日から施行する。